# 新たな農林水産行政の確立に向けて

消費者を重視した食品安全行政の展開

平成15年7月からの農林水産省の組織のあらまし

生産者

消費者

農林水産省

#### 農林水産省は、新しく生まれ変わります。

国民の皆さんの信頼を得られるよう、消費者を重視した 食品安全行政の展開、食料の安定供給の確保や環境政策へ の取組の強化などにより、新しい農林水産行政の確立に向 けて、全力で取り組みます。

### 今回の組織改革のポイント

## 1. 食品安全行政の確立

本省・地方組織を通じた食品のリスク管理体制の強化

食品安全委員会の発足など、政府全体での食品安全行政の見直しに対応して、農林 水産省においても食品のリスク管理 )を適切に行うため、本省・地方組織を通じ、食 品のリスク管理を行う体制を強化します。

# 2.食料の安定供給の確保のための取組の強化

日常生活に欠かせない食料の安定供給の確保のため、総合食料局において、食料品 や農産物の安定供給政策とともに、主要食糧(米麦)に関する業務を一体的に行います。 特に、米政策改革大綱の具体化を推進し、国民の主食である米の安定供給を確保し ます。

# 3.農林水産分野をめぐる環境変化に対応するための体制整備

環境への国民の意識・関心の高まりに応えるため、農林水産分野における環境政策への取組を強化します。

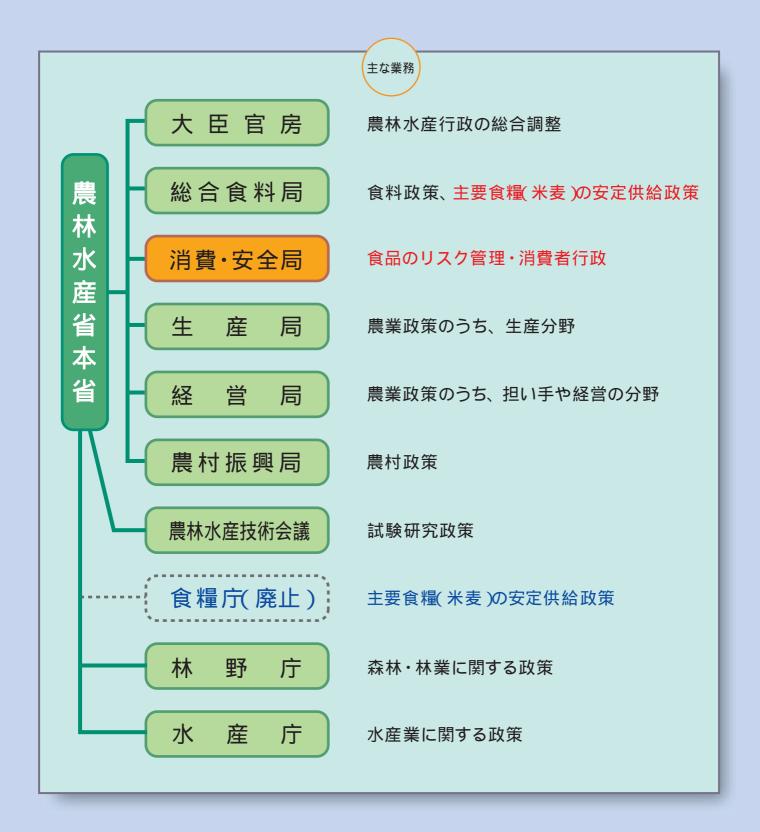
農林水産分野の国際問題の広がりや国内施策への影響の増大に対処するため、農林 水産行政全体の見地から国際問題に取り組みます。

農林水産行政や食品安全行政に関する情報の受発信に関する体制を整備します。

リスク管理: 食品が人の健康に悪影響を及ぼす危険性を 低減するための措置のこと。

たとえば、BSEに関し牛の危険部位の除去を命令したり、 農薬の使用基準を設定したりします。

### 新しい農林水産省の組織と業務



今回の組織改革では、食品安全行政の強化のために消費・安全局を設ける一方、食料政策を担当する総合食料局が、従来食糧庁が担ってきた主要食糧の安定供給政策も含めて一体的に担当することになりました。他方、食糧庁は廃止されます。

## 1. 食品安全行政の確立

本省・地方組織を通じたリスク管理体制の強化

#### 食品安全基本法の 制定と食品安全委 員会の設置

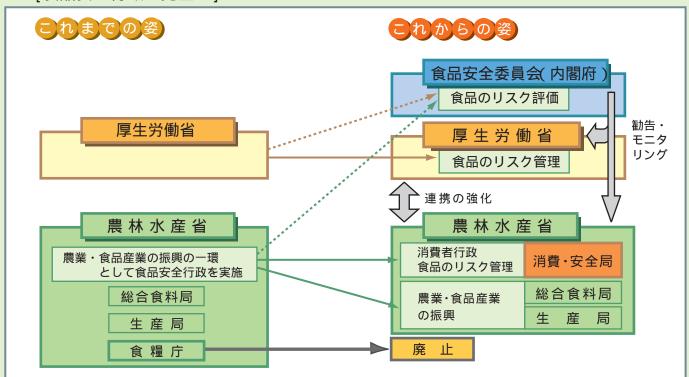
平成13年9月に国内初のBSE感染牛が確認され、その後も食肉偽装事件などが続発したことから、食品安全行政に対する国民の信頼が揺らぐ事態となりました。

このため、政府は、消費者の健康保護を最優先として、食品安全行政にリスク分析()という新たな考え方を導入することを決定し、食品安全行政の基本的考え方などを定める食品安全基本法を制定しました。これを受けて、

食品の安全に関するリスク評価()を行う食品安全委員会が7月1日に内閣府に設置されました。今後は、食品安全委員会が客観的・科学的立場から食品のリスク評価を行い、これに基づき、農林水産省や厚生労働省などが連携して、食品のリスク管理を行うことになります。

この役割分担の下、農林水産省においては、本省・地方組織を通じたリスク管理体制の強化を行います。

#### [食品安全行政の見直し]



リスク分析:食品が人の健康に悪影響を 及ぼすことを予防・抑制するため、「リス ク評価」、「リスク管理」及び「リスクコミュ ニケーション」を行うこと リスク評価:食品が人の健康に及ぼす悪 影響(その程度と確率)について科学的に 評価すること

# 消費・安全局の新設

これまで、農林水産省における食品安全行政については、生産局などに おいて、産業振興の一環として行ってきました。

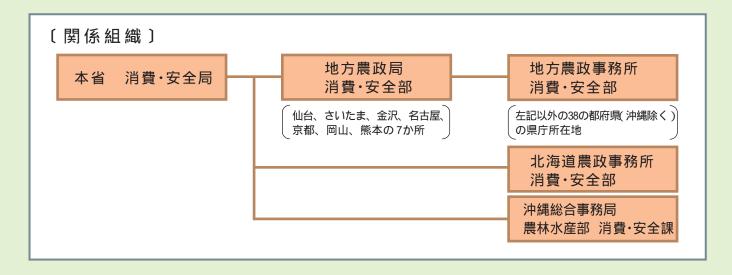
BSE問題などの反省を踏まえ、食品のリスク管理を担当する部門を産業振興部門から分離・強化することとし、消費者行政と食品のリスク管理を一体的に行う「消費・安全局」を新設しました。

「消費・安全局」では、食品のリスク管理やリスクコミュニケーション() に取り組むとともに、食に関する知識の普及など食品分野における消費者行政に取り組みます。

#### 地方農政事務所 の設置

地方においても、食品のリスク管理体制の強化を図るため、 従来の食糧事務所を廃止し、地方農政局の下で、食品のリスク 管理業務を行う、「地方農政事務所」として再編しました。

「地方農政事務所」では、食品の生産・流通・消費の現場において、食品 安全関係や表示関係の法令が守られているかどうかを監視、取締、指導 する業務を行います。 また、従来食糧事務所が担ってきた主要食糧業務 も併せ行います。

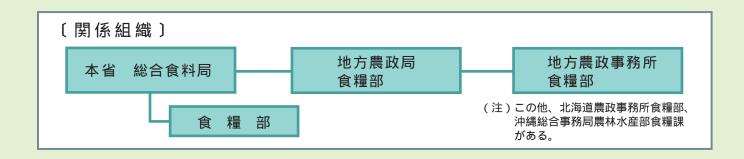


リスクコミュニケーション: 食品の安全性に関する情報や意見を、 消費者、生産者などと行政が相互に交換し、施策への反映を図ること

# 2.食料の安定供給の確保のための取組の強化

食料自給率が先進国で最低の水準まで下がり、食料の安定供給の重要性が高まる中、これまで食糧庁が担ってきた、主要食糧業務を、総合食料局において、食料品や農産物の安定供給政策とともに一体的に行います。

特に、米政策改革大綱の具体化の推進など、米政策の改革について も、総合食料局の食糧部を中心に、万全の体制で取り組んでいきます。



# 3.農林水産分野をめぐる環境変化に対応するための体制整備

環境政策への 取組の強化 農林水産省における環境政策の立案を一元的に担当する「環境政策課」を農林水産省大臣官房に新設し、これを中心に省内の組織がバイオマス対策や地球温暖化防止森林対策など環境政策に総合的に取り組みます。

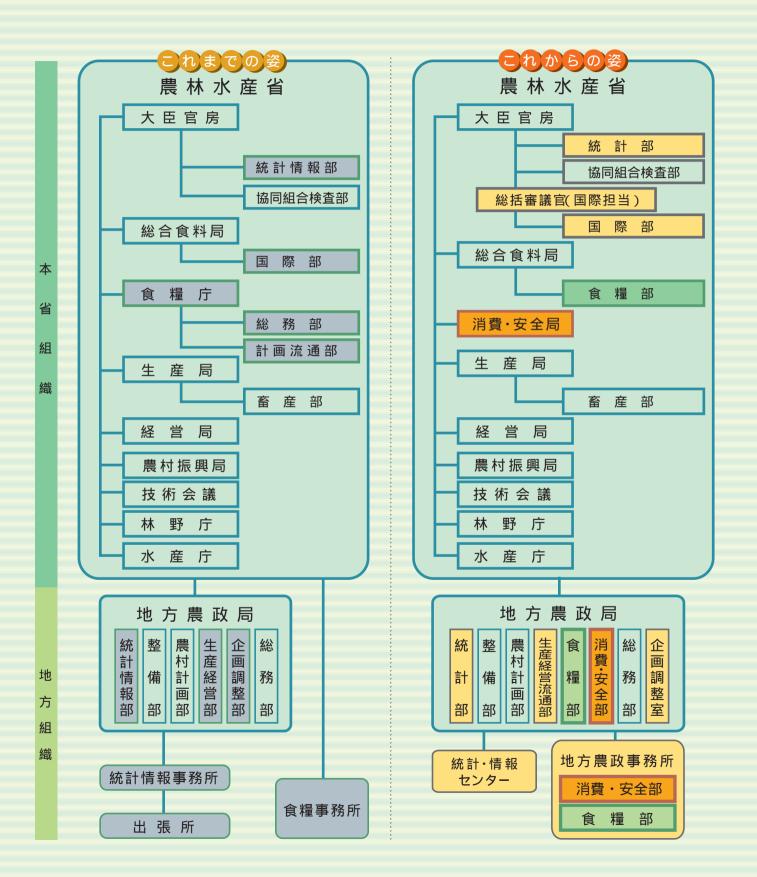
国際問題の広がりへの対応

農林水産行政全体の見地から国際問題に対応するため、農林水産省大臣官房に総括審議官(国際担当)を新設するとともに「国際部」を置きました。

国際問題で省を代表する農林水産審議官の下、総括審議官(国際担当)国際部が、世界56か国の在外公館に配置されている約90名の農務官と連携を取りつ、食料・農業分野、環境分野などの国際問題に取り組みます。

情報受発信に関する 体制の整備 農林水産省の地方統計情報組織を「統計・情報センター」に改組し、生産者と消費者を結ぶネットワークを活かして、国民の皆さんへの政策情報の説明や地域の個性豊かな取組に関する情報の収集と提供などに取り組みます。

### 新旧組織の比較図



消費者の視点を重視した農林水産行政を実現するために、食品安全行政や農林水産行政に対する御意 見、御要請にしっかりと応えていきたいと考えています。

食品安全行政や農林水産行政に関する御質問や御意見がございましたら、最寄りの関係機関までお気軽に御連絡下さい。

#### 消費者行政窓口一覧

/													
	北海道	農政事務所 消費生活課	₸ 060-0	004 電話	札幌市中央区北四条西 17-19-6 011-642-5474	副山	農政事務所 消費生活調	7930 <b>-</b> 00	048	富山市白銀町 8-9 076-421-6121	島根	農政事務所 〒 690-0001 消費生活課 電話	松江市東朝日町 192 0852-24-7311
	東北(宮城	農政局 )消費生活課	〒 980-0	014 電話	仙台市青葉区本町 3-3-1 022-221-6108	福井	農政事務所 消費生活調	7918 <b>-</b> 85	555 電話	福井市つくも2-11-21 0776-36-1790	広島	農政事務所 〒 732-0803 消費生活課 電話	広島市南区南蟹屋 2-1-21 082-281-2111
	青森	農政事務所 消費生活課	₸ 030-0	802 電話	青森市本町 2-10-4 017-775-2151	山梨	農政事務所 消費生活調	₹400 <b>-</b> 00	031電話	甲府市丸の内 3-5-9 055-226-6611	ЩП	農政事務所 〒 753-0042 消費生活課 電話	山口市惣太夫町 3-8 083-922-5200
	岩手	農政事務所 消費生活課	₸ 020-0	013 電話	盛岡市愛宕町 13-33 019-624-1125	長野	農政事務所 消費生活調	₹380 <b>-</b> 08	846 電話	長野市旭町 1108 026-233-2991	徳島	農政事務所 〒 770-0943 消費生活課 電話	徳島市中昭和町 2-32 088-622-6135
	秋田	農政事務所 消費生活課	₸ 010-0	951 電話	秋田市山王 7-1-5 018-862-5611	静岡	農政事務所 消費生活調	7420-86 !	618 電話	静岡市東草深町 7-18 054-246-6959	香川	農政事務所 〒 760-0018 消費生活課 電話	高松市天神前 3-5 087-831-8155
	山形	農政事務所 消費生活課	₹ 990-0	023 電話	山形市松波 1-3-7 023-622-7231	東海(愛知	農政局 ])消費生活認	∓460-85 ₹	516電話	名古屋市中区三の丸 1-2-2 052-223-4651	愛媛	農政事務所 〒 790-0063 消費生活課 電話	松山市辻町 2-33 089-924-7121
		農政事務所 消費生活課			福島市浜田町 1-9 024-534-4141					岐阜市中鶉 2-26 058-271-4044			088-875-2155
	(埼玉	)消費生活課		電話	さいたま市中央区新都心 2-1 048-740-0095					津市広明町 415-1 059-228-3153		農政局 〒 860-8527 )消費生活課 電話	熊本市二の丸 1-2 096-353-7365
	茨城	農政事務所 消費生活課	₸ 310-00	061 電話	水戸市北見町 1-9 029-22 1-2184					京都市上京区西洞院通下長者町下ル 075-414-9761		農政事務所 〒812-0018 消費生活課 電話	福岡市博多区住吉 3-17-21 092-281-8261
		消費生活課		電話	宇都宮市中央 2-1-16 028-633-3311					大津市打出浜 3-49 077-522-4261		農政事務所 〒 840-0803 消費生活課 電話	佐賀市栄町 3-51 0952-23-3131
	群馬	農政事務所 消費生活課	₹ 371-0	025 電話	前橋市紅雲町 1-2-2 027-221-1181	大阪	農政事務所 消費生活調	7540 <b>-</b> 00	008 電話	大阪市中央区大手前 1-5-44 06-6943-9691	長崎	農政事務所 〒 850-0032 消費生活課 電話	長崎市興善町 5-3 095-822-3291
		農政事務所 消費生活課			千葉市中央区本千葉町 10-18 043-221-0830		農政事務所 消費生活調	₹650 <b>-</b> 00	024 電話	神戸市中央区海岸通 29 番地 078-331-9941	大分	農政事務所 〒 870-0047 消費生活課 電話	大分市中島西 1-2-28 097-532-6131
		農政事務所 消費生活課			東京都千代田区大手町 1-3-3 03-3214-7311	奈良	農政事務所 消費生活調	⊤630-83 !	307 電話	奈良市西紀寺町 13 0742-23-1281	宮崎	農政事務所 〒 880-0801 消費生活課 電話	宮崎市老松2-3-17 0985-22-3181
		消費生活課		電話						和歌山市湊 557-19 073-422-4101			
										岡山市下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎 086-224-9409			
	新潟	農政事務所 消費生活課	₸ 951-8	035 電話	新潟市船場町 2-3435-1 025-228-5212	鳥取	農政事務所 消費生活調	₹680 <b>-</b> 08	845 電話	鳥取市富安 2-89-4 0857-22-3131	本省	消費·安全局 〒 100-8950 消費者の部屋 電話	千代田区霞が関 1-2-1 03-3591-6529
1													

全国の統計・情報センターに関する情報については、 こちら(http://www.toukei.maff.go.jp)をご覧下さい。【電話:03-3501-3710】